

福 介 護 第 5 6 3 号
2020 年（令和 2 年）2 月 28 日

指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	管理者	様
指定地域密着型通所介護事業所	管理者	様
指定認知症対応型通所介護事業所	管理者	様
指定小規模多機能型居宅介護事業所	管理者	様
指定看護小規模多機能型居宅介護事業所	管理者	様
指定認知症対応型共同生活介護事業所	管理者	様
指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所	管理者	様

福 山 市 長
(保健福祉局長寿社会応援部介護保険課)
〔 公 印 省 略 〕

新型コロナウイルス感染症に伴う運営推進会議等の取扱いについて（通知）

新型コロナウイルス感染症の国内での感染状況を鑑み、本市における運営推進会議及び介護・医療連携推進会議（以下「運営推進会議等」という。）の取扱いについては当面の間、次のとおりとします。

1 運営推進会議等の開催について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の懸念から、事業所が自主的判断で運営推進会議等を中止し、運営基準にある「2月（または6月）に1回以上の開催」を満たさなくなった場合でも、基準違反とはしません。中止に至るまでの経過、内部協議の内容、最終判断等を必ず記録しておいてください。なお、運営推進会議等を開催する場合は、随時各省庁、県及び本市から発せられる情報等を参考に感染防止に十分配慮してください。

2 運営推進会議等への市職員の出務について

2020年（令和2年）3月から当面の間、市職員の出務を見合わせますのでご了承ください。

3 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所における外部評価の実施について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の懸念から、運営推進会議等を中止することによって、解釈通知にある「運営推進会議等において第三者の観点から外部評価を1年に1回以上行うこと」を満たさなくなった場合でも、基準違反とはしません。中止に至るまでの経過、内部協議の内容、最終判断等を必ず記録するとともに、本件事案

の終息等により運営推進会議等が実施可能となった時点で速やかに実施してください。

4 認知症対応型共同生活介護事業所の「外部評価の実施回数緩和」の要件について

外部評価の実施回数緩和の要件の1つに、「運営推進会議が過去1年間に6回以上開催されること」がありますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の懸念から、運営推進会議を開催しなかった場合には、中止に至るまでの経過、内部協議の内容、最終判断等を記録することで、要件を満たすこととします。

5 留意事項

現段階で本件事案の終息の時期が不明であることから、本件通知内容の有効期間は「当面の間」と記載しております。終期については、状況を総合的に勘案し別途通知します。

また、この通知に記載の内容は福山市としての判断内容を含んでおり、適用範囲は福山市から指定を受けている事業所のみとなります。他市町等に所在の事業所または、他市町等から指定を受けている事業所にあつては、当該市町や指定権者等にお問い合わせください。

(問い合わせ先)

福山市保健福祉局長寿社会応援部
介護保険課事業者指導担当
TEL : (084) 928 - 1232